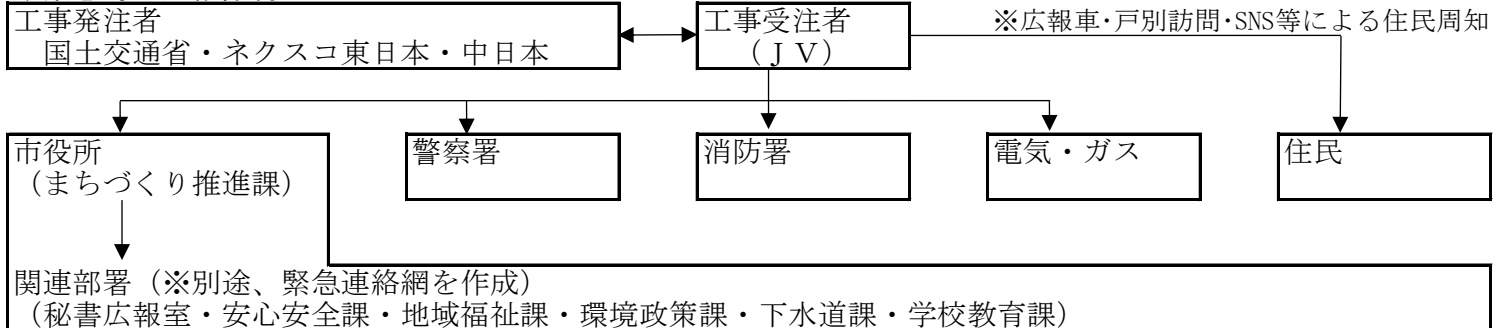


東京外環(関越～東名)トンネル工事の緊急時の市内体制について

緊急時対応は、主体的に事業者が対応する。狛江市は、地域防災計画に準じた対応を基本として、事業者が対応できないことや周知等を補佐的に協力する。災害発生時には状況に応じて臨機応変に対応する。

◇緊急時の連絡体制



◇市役所内の分担

被害情報の収集、現地確認	安心安全課・まちづくり推進課
災害対策本部の設置・運営	安心安全課
避難勧告の発令	安心安全課
災害時集合場所（五小・四中の校庭等）の使用	安心安全課・まちづくり推進課・学校教育課
避難行動要支援者【*1】の対応	地域福祉課
避難所開設時の運営	まちづくり推進課・安心安全課・学校教育課 (福祉保健部)
住民の避難誘導	総務部・都市建設部
広報（災害放送、ホームページ、メール、 現地巡回等）	秘書広報室・安心安全課・まちづくり推進課

◇緊急時の周知方法について

事業者	狛江市（平日昼間）	狛江市（休日・夜間）
警戒車両による周知 戸別訪問（全戸） メール ツイッター ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 警戒車両による周知（事業者の補佐） ホームページ及びメール（事業者ホームページの情報提供） 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒車両による周知（事業者の補佐） ホームページ及びメール（事業者ホームページの情報提供）

◇住民の避難誘導

事業者	狛江市（平日昼間）	狛江市（休日・夜間）
一時集合場所への誘導 避難先の確保	一時集合場所（校庭・公園）の現地確認 学校への連絡	一時集合場所（校庭・公園）の現地確認 学校への連絡 ※シールドマシンが狛江市部分を通る日程中は、念のため校庭及び体育館の鍵を宿直室に預けておく。

◇避難行動要支援者【*1】の対応について

事業者	狛江市（平日昼間）	狛江市（休日・夜間）
<ul style="list-style-type: none"> 安否の戸別訪問（全戸） 避難誘導・避難先の確保 ※休日・夜間等で狛江市が即座に対応できない場合、市と協力して避難行動要支援者【*1】の対応を行う	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認・避難支援への協力 避難行動要支援者【*1】の戸別訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認・避難支援への協力 避難行動要支援者【*1】の戸別訪問 ※必要に応じて狛江市個人情報保護条例の規定【*2】に基づき事業者へ協力を依頼

【*1】避難行動要支援者とは：市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

【*2】狛江市個人情報保護条例第13条：実施機関は、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、外部提供をすることができる。

(3) 市民の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。